

項 目	利用目的等の公表
規定上の 変更点	<p>個人情報ファイル簿を作成・公表しなければならない旨の規定が加わる</p> <p>※ 条例で定めるところにより個人情報を取扱う事務単位で作成された帳簿等を作成し、公表することも可能（ガイドライン 6-2）</p> <p>※ 本人の数が政令で定める数未満の個人情報ファイルについて、作成・公表を行うことは妨げられない（QA A4-2-1）</p>
分 類	②施行条例で定めることが妨げられるものではないとされている事項（法第 75 条第 5 項）

1 改正法の趣旨

個人情報ファイル簿を作成・公表しなければならない旨の規定が加わる。（法第 75 条第 1 項）

「個人情報ファイル」とは、次の事項を満たすもの（法第 60 条第 2 項）

- ①個人情報を含む情報の集合体であり
- ②一定の事務の目的を達成するために
- ③特定の保有個人情報を検索できるように体系的に構成されたもの

「個人情報ファイル簿」とは、個人情報ファイルについて、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性を図り、利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用実態をよりの確に認識することができるようにすることを目的とするもの

※ 本人の数が政令で定める数（1,000 人を想定）未満の個人情報ファイルは作成・公表対象から除外

2 本市の現行制度

実施機関における個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が記録される公文書を使用するものについて、届出・目録（個人情報取扱事務目録）の公表を行うことを定めている。

（条例第 6 条）

3 規定の改正により必要とされる対応

現行制度で公表している個人情報取扱事務目録は「事務単位」で個人情報の取扱いに係る事項を取りまとめたものであるため、保有個人情報の取扱い状況について、1,000 人以上は「個人情報ファイル単位」で個人情報ファイル簿を作成し、公表する必要がある。

4 利用目的等の公表に関する本市の方向性

保有個人情報が 1,000 人以上の個人情報ファイルは個人情報ファイル簿を作成・公表し、1,000 人未満の個人情報ファイルを利用する個人情報取扱事務は、現行の個人情報取扱事務目録の内容を変更して維持することとする。

個人情報ファイル簿案は別紙 1 のとおり

個人情報取扱事務目録案は別紙 2 のとおり